

特定非営利活動法人 ライフサポート路木 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ライフサポート路木^{ろぎ}という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市西成区萩之茶屋2丁目7番7号におく。

(目的)

第3条 この法人は、萩之茶屋地域並びにその周辺地域の住民を対象に、働く人々の健康問題への関心を高め、健康で安心な地域生活形成への自発的な地域活動グループづくりを促し、個々人の健康維持に貢献すると同時に、地域における人と人の社会的なつながりを強化することによって、地域福祉の増進と地域の活性化に資することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表中以下に掲げる活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. まちづくりの推進を図る活動
3. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
4. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
5. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①目的を達成するために必要な条件・手法についての調査研究事業
- ②無料医療・健康相談事業
- ③法律・就労その他生活相談事業
- ④野宿生活者就労対策事業
- ⑤介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ⑥介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ⑦介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑧歯科診療所の開設と運営事業
- ⑨その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他事業

- ①民間賃貸住宅管理運営事業。

2 その他の事業から生じた利益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の4分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があつたとき。
- (3) 監事が第13 条第4 項第4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第22 条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2 項第3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2 項第2 号の規定による請求があつた場合は、その日から30 日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24 条 総会は、正会員総数の2 分の1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25 条 総会における議決事項は、第22 条第3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることをできない。

(書面表決等)

第26 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数

- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

（構成）

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

（招集）

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

（議決等）

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

（議事録）

第34条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、次に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他事業

(資産の管理)

第37条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第39条 この法人の会計は、次に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他事業

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第47 条 事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48 条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50 条 解散後の残余財産は、解散総会において指名決議される特定非営利活動法人に帰属させるものとする。解散時に特段の指名決議なき場合は、大阪市に帰属させるものとする。

第9章 雑則

(公告)

第51 条 この法人の公告は官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

(委任)

第52 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

会費 年額 5,000円

(2) 賛助会員

会費 年額 3,000円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2010年（平成22）年3月31日までとする。

(1) 理事長 渡邊充春

(2) 副理事長 濱本満夫

(3) 理事 植田欣治

(4) 監事 河村裕昭

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2010年（平成22）年3月31日までとする。

2025（令和7年）年度事業計画

特定非営利活動法人 ライフサポート路木

第17期事業計画書

I 事業期間

2025年4月1日～2026年3月31日

II 今年度事業に当たり

2020年2月以降の新型コロナウイルス禍は収束し、当法人においても2024年度は、よろず相談会の継続、おしゃべりサロンの安定的な開催となった。本年度はさらに継続発展させる。さらに医療の事業の取り組みを検討していく

III 事業の目標

第16期に実施した、縫製事業を主とする、野宿生活者・生活困窮者に対する就労支援事業を継続実施する。年間4回の「よろず相談会」の開催を主とする医療・法律・生活相談事業、支援ハウス路木1階部分での入居者および地域住人との交流連携の場としての「居場所事業」を継続発展させる。高齢化に備えて、更に支援ハウス路木の管理運営事業の継続発展を図る。

第17期は、釜ヶ崎支援機構、ココルーム、訪問看護ステーションひなた、山王訪問看護ステーション、わたなべ往診歯科、西成市民館などの地域の諸団体との連携を強め、一階で9年前に開始した「居場所事業」を、通年の「相談、交流の場」として発展させていくこととする。相談活動として、「まちかど保健室」を医療、福祉資格者を軸にした体制での開催を再検討する。又、西成市民館での、偶数月の「お口の健康相談」との連携を図る。これらと連携して「よろず相談会」の年間4回の開催を行い、ワンストップ型の相談事業の地域での継続発展を図る。さらに相談活動だけでなく医療活動への取り組みを検討していく。

主要な事業である「就労支援事業」については「縫製事業」を主に継続しながら、多くの労働者の就労経験の場として発展させていく。NPO 釜ヶ崎支援機構の「仕事づくり」事業に協力する。担当スタッフの高齢化も見据えた形を図る。

支援ハウス路木の管理運営では、NPO 法人の職員の資質向上を図り、夜間・休日の体制を強化し、理事長、理事会との、組織体制の強化と日常的には「スタッフ会議」の定期開催で運営の強化を図る。社員の拡大を図る。職員の待遇改善を図る。

釜ヶ崎の大きな転換の時期に、ライフサポート路木も更なる転換と発展を図っていく。

なお協力団体の「わたなべ往診歯科」の法人化の中で NPO での医療機関運営につき課題として提起があるので、当法人で、定款変更し、医療を活動に加えることを追及する。

III 事業の具体的な目標

1. 特定非営利活動に係る事業

①

[事業名] 野宿生活者就労対策事業（定款第5条 ④）

[内容] 衣服の補修やすそ直し、縫製事業、小物の作成販売などを実施する。

[実施場所] 作業所（大阪市西成区萩之茶屋1丁目12番16号）

[実施日時] 2025年4月1日～2026年3月31日

[事業の対象者] ホームレス、高齢者、生活困窮者

②

[事業名] 無料医療・健康相談、及び法律・就労その他生活相談事業（定款第5条 ②③）

[内容] 「よろず相談会」として法律、医療、介護、就労、生活の専門家の弁護士、司法書士、医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、ケアマネジャー、就労支援員等を招き、地域に対して開かれた無料相談会を実施する。ワンストップ型の相談とフォローを必ず行う。「釜ヶ崎支援機構」「ココルーム」「訪問看護ステーションひなた」「わたなべ往診歯科」「西成市民館」等と連携し、「居場所事業」と連動し、恒常的な「相談事業」の場所づくりを図る。居場所事業の企画として「まちかど保健室」「相談会」の再開を検討する。

[実施場所] 支援ハウス路木1階交流スペースなど（大阪市西成区萩之茶屋2丁目7番7号）

[実施日時] 「よろず相談会」 年間に4回、10時から14時

「居場所事業」 月～金曜日、10時から16時

[事業の対象者] 「支援ハウス入居者」・生活困窮者及び地域住民

①＋②

[収益] 480,000円（①販売売上、②相談利用料）

[費用] 4,230,720円（人件費2,872,800円 消耗品費124,800円 福利厚生費19,200円 旅費交通費129,600円 交際費2,400円 通信費40,320円 賃借料494,400円 光熱水道費115,200円 業務委託費360,000円 雑費72,000円）

2. その他事業

[事業名] 民間賃貸住宅管理運営事業

[内容] 民間賃貸住宅管理運営事業

[実施場所] 大阪市西成区萩之茶屋2丁目7番7号 支援ハウス路木

[実施日時] 年中

[事業の対象者] 支援ハウス路木入居者及び地域住民

[収益] 6,000,000円（住宅管理料）

[費用] 1,588,480円（人件費691,200円 消耗品費19,200円 福利厚生費12,800円 旅費交通費86,400円 交際費1,600円 通信費26,880円 賃借料57,600円 光熱水道費76,800円 業務委託費600,000円 雑費16,000円）

上記以外の事業は、実施予定なし。

2026（令和8年）年度事業計画

特定非営利活動法人 ライフサポート路木

第18期事業計画書

I 事業期間

2026年4月1日～2027年3月31日

II 今年度事業に当たり

昨年、定款変更を行い、歯科診療所の開設と運営を事業の種類に加えた。長年共働関係にあったわたなべ往診歯科の生活困窮者に対する歯科医療、保健を継承する形で、ライフサポート路木の生活困窮者に対する事業を介護医療面でも広げていく

III 事業の目標

第17期に実施した、年間4回の「よろず相談会」の開催を主とする医療・法律・生活相談事業、支援ハウス路木1階部分での入居者および地域住人との交流連携の場としての「居場所事業」を継続発展させる。高齢化に備えて、更に支援ハウス路木の管理運営事業の継続発展を図る。

第18期は、釜ヶ崎支援機構、ココルーム、訪問看護ステーションひなた、山王訪問看護ステーション、西成市民館などの地域の諸団体との連携を強め、一階で10年前に開始した「居場所事業」を、通年の「相談、交流の場」として発展させていくこととする。相談活動として、「まちかど保健室」を医療、福祉資格者を軸にした体制での開催を引き続き検討する。又、西成市民館での、偶数月の「お口の健康相談」との連携を図る。これらと連携して「よろず相談会」の年間4回の開催を行い、ワンストップ型の相談事業の地域での継続発展を図る。

主要な事業である「就労支援事業」については、今年度は「縫製事業」の実施担当者の補充まで、一時保留とする。

新たに加えた歯科診療所の開設として、わたなべ往診歯科の譲渡を受け、NPO ライフサポート路木 歯科診療所（仮称）を開設する。基本元わたなべ往診歯科の歯科診療、歯科保健活動の継承を目指す。

支援ハウス路木の管理運営では、引き続き NPO 法人の職員の資質向上を図り、夜間・休日の体制を強化し、理事長、理事会との、組織体制の強化と日常的には「スタッフ会議」の定期開催で運営の強化を図る。

NPO ライフサポート路木全体は、歯科部門の開設を踏まえ、組織体制を部門別と再編し、全体を統括する事務局を設ける。社員の拡大を図る。

釜ヶ崎の大きな転換の時期に、ライフサポート路木も更なる転換と発展を図っていく。

III 事業の具体的な目標

1. 特定非営利活動に係る事業

①

〔事業名〕 野宿生活者就労対策事業 （定款第5条 ④）

[内容] 衣服の補修やすそ直し、縫製事業、小物の作成販売など。

[実施場所] 作業所（大阪市西成区萩之茶屋1丁目12番16号）

[実施日時] 今年度は実施担当者が補充まで保留

[事業の対象者] ホームレス、高齢者、生活困窮者

②

[事業名] 無料医療・健康相談、及び法律・就労その他生活相談事業（定款第5条 ②③）

[内容] 「よろず相談会」として法律、医療、介護、就労、生活の専門家の弁護士、司法書士、医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、ケアマネジャー、就労支援員等を招き、地域に対して開かれた無料相談会を実施する。ワンストップ型の相談とフォローを必ず行う。「釜ヶ崎支援機構」「ココローム」「訪問看護ステーションひなた」「西成市民館」等と連携し、「居場所事業」と連動し、恒常的な「相談事業」の場所づくりを図る。居場所事業の企画として「まちかど保健室」「相談会」の再開検討する。

[実施場所] 支援ハウス路木1階交流スペースなど（大阪市西成区萩之茶屋2丁目7番7号）

[実施日時] 「よろず相談会」 年間に4回、10時から14時

「居場所事業」 月～金曜日、10時から16時

[事業の対象者] 「支援ハウス入居者」・生活困窮者及び地域住民

① + ②

「収益」 120,000 円 (②相談利用料)

「費用」 3,826,800 円 (人件費 2,722,800 円 消耗品費 163,200 円
福利厚生費 19,200 円
旅費交通費 144,000 円 租税公課 0 円 交際費
2,400 円 通信費 43,200 円 賃借料 230,400 円
リース料 0 円 光熱水道費 129,600 円 保険料 0 円 諸会費 0 円 業務委託費 300,000 円
会議費 0 円 雑費 72,000 円)

③

[事業名] 歯科診療所事業（定款第5条 ⑧）

「内容」 生活困窮者を中心とする、歯科外来診療、往診、保健活動

「実施場所」 大阪市西成区花園北2-5-6 歯科診療所、および居宅、施設

「実施日時」 9:00-13:00（月-土） 17:00-19:00（月、金）外来
往診は随時

「事業の対象者」 地域住民、施設等入居者

[収益] 40,514,000 円 (診療報酬 介護保険報酬 相談料等)

[費用] 32,992,800 円 (人件費 20,008,800 円 売上原価 5,596,000 円
減価償却費 416,000 円 消耗品費 531,200 円
福利厚生費 303,200 円 旅費交通費 1,167,200 円
租税公課 212,800 円 交際費 119,200 円 通信費 672,800 円
賃借料 1,344,000 円 リース料 512,000 円)

光熱水道費 541,600 円 保険料 52,800 円 諸会費 168,000 円
業務委託費 0 円 会議費 47,200 円 雑費 1,300,000 円)

2. その他事業

[事業名] 民間賃貸住宅管理運営事業

[内容] 民間賃貸住宅管理運営事業

[実施場所] 大阪市西成区萩之茶屋 2 丁目 7 番 7 号 支援ハウス路木

[実施日時] 年中

[事業の対象者] 支援ハウス路木入居者

[収益] 6,000,000 円 (住宅管理料)

[費用] 1,619,200 円 (人件費 691,200 円 売上原価 0 円 減価償却費 0 円

消耗品費 28,800 円 福利厚生費 12,800 円

旅費交通費 96,000 円 租税公課 0 円 交際費 1,600 円

通信費 28,800 円 賃借料 57,600 円 リース料 0 円

光熱水道費 86,400 円 保険料 0 円 諸会費 0 円

業務委託費 600,000 円 会議費 0 円 雑費 16,000 円)

上記以外の事業は、実施予定なし。

活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	65,000		65,000
賛助会員受取会費			0
2 受取寄付金			
受取寄付金	300,000		300,000
3 事業収益			
無料医療・健康相談事業収益			0
法律・就労その他生活相談事業収益	180,000		180,000
野宿生活者就労対策事業収益	300,000		300,000
介護保険法に基づく介護予防サービス及び			0
居宅介護支援事業収益			0
民間賃貸住宅管理運営事業収益		6,000,000	6,000,000
4 その他収益			
受取利息		100	100
雑収益		100	100
経常収益計	845,000	6,000,200	6,845,200
II 経常費用			
1 事業費			
事業費			
(1)人件費			
役員報酬	153,600	38,400	192,000
給料手当	979,200	652,800	1,632,000
臨時雇入賃金	1,740,000	0	1,740,000
賞与	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
人件費計	2,872,800	691,200	3,564,000
(2)その他経費			
消耗品費	124,800	19,200	144,000
福利厚生費	19,200	12,800	32,000
修繕維持費	0	0	0
旅費交通費	129,600	86,400	216,000
交際費	2,400	1,600	4,000
通信費	40,320	26,880	67,200
賃借料	494,400	57,600	552,000
光熱水道費	115,200	76,800	192,000
業務委託費	360,000	600,000	960,000
雑費	72,000	16,000	88,000
その他経費計	1,357,920	897,280	2,255,200
事業費計	4,230,720	1,588,480	5,819,200
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	38,400	9,600	48,000
給料手当	244,800	163,200	408,000
賞与	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
人件費計	283,200	172,800	456,000
(2)その他経費			
消耗品費	31,200	4,800	36,000
福利厚生費	4,800	3,200	8,000
修繕維持費	0	0	0
旅費交通費	32,400	21,600	54,000
交際費	600	400	1,000
通信費	10,080	6,720	16,800
賃借料	123,600	14,400	138,000
光熱水道費	28,800	19,200	48,000
業務委託費	15,840	116,160	132,000
雑費	18,000	4,000	22,000
その他経費計	265,320	190,480	455,800
管理費計	548,520	363,280	911,800
経常費用計	4,779,240	1,951,760	6,731,000
当期経常増減額	▲ 3,934,240	4,048,440	114,200
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	▲ 3,934,240	4,048,440	114,200
法人税、住民税及び事業税	12,000	88,000	100,000
経理区分振替額	3,960,440	▲ 3,960,440	0
当期正味財産増減額	14,200	0	14,200
前期繰越正味財産額	▲ 546,966	0	▲ 546,966
次期繰越正味財産額	▲ 532,766	0	▲ 532,766

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	歯科診療所事業	その他の事業	合 計
I 経常収益				
1 受取会費				
正会員受取会費	65,000			65,000
賛助会員受取会費				0
2 受取寄付金				
受取寄付金	240,000			240,000
3 事業収益				
無料医療・健康相談事業収益				0
法律・就労その他生活相談事業収益	120,000			120,000
野宿生活者就労対策事業収益				0
介護保険法に基づく介護予防サービス及び居宅介護支援事業収益				0
民間賃貸住宅管理運営事業収益			6,000,000	6,000,000
歯科診療所事業収益		40,514,000		40,514,000
4 その他収益				
受取利息			100	100
雑収益			100	100
経常収益計	425,000	40,514,000	6,000,200	46,939,200
II 経常費用				
1 事業費				
事業費				
(1)人件費				
役員報酬	153,600	4,320,000	38,400	4,512,000
給料手当	979,200	12,608,000	652,800	14,240,000
臨時雇入賃金	1,590,000	0	0	1,590,000
賞与	0	2,944,800	0	2,944,800
法定福利費	0	136,000	0	136,000
退職給付費用	0	0	0	0
人件費計	2,722,800	20,008,800	691,200	23,422,800
(2)その他経費				
売上原価	0	5,596,000	0	5,596,000
減価償却費	0	416,000	0	416,000
消耗品費	163,200	531,200	28,800	723,200
福利厚生費	19,200	303,200	12,800	335,200
旅費交通費	144,000	1,167,200	96,000	1,407,200
租税公課	0	212,800	0	212,800
交際費	2,400	119,200	1,600	123,200
通信費	43,200	672,800	28,800	744,800
賃借料	230,400	1,344,000	57,600	1,632,000
リース料	0	512,000	0	512,000
光熱水道費	129,600	541,600	86,400	757,600
保険料	0	52,800	0	52,800
諸会費	0	168,000	0	168,000
業務委託費	300,000	0	600,000	900,000
会議費	0	47,200	0	47,200
雑費	72,000	1,300,000	16,000	1,388,000
その他経費計	1,104,000	12,984,000	928,000	15,016,000
事業費計	3,826,800	32,992,800	1,619,200	38,438,800
2 管理費				
(1)人件費				
役員報酬	38,400	1,080,000	9,600	1,128,000
給料手当	244,800	3,152,000	163,200	3,560,000
賞与	0	736,200	0	736,200
法定福利費	0	34,000	0	34,000
退職給付費用	0	0	0	0
人件費計	283,200	5,002,200	172,800	5,458,200
(2)その他経費				
減価償却費	0	104,000	0	104,000
消耗品費	40,800	132,800	7,200	180,800
福利厚生費	4,800	75,800	3,200	83,800
旅費交通費	36,000	291,800	24,000	351,800
租税公課	0	53,200	0	53,200
交際費	600	29,800	400	30,800
通信費	10,800	168,200	7,200	186,200
賃借料	57,600	336,000	14,400	408,000
リース料	0	128,000	0	128,000
光熱水道費	32,400	135,400	21,600	189,400
保険料	0	13,200	0	13,200
諸会費	0	42,000	0	42,000
業務委託費	9,240	594,000	122,760	726,000
会議費	0	11,800	0	11,800
雑費	18,000	325,000	4,000	347,000
その他経費計	210,240	2,441,000	204,760	2,856,000
管理費計	493,440	7,443,200	377,560	8,314,200
経常費用計	4,320,240	40,436,000	1,996,760	46,753,000
当期経常増減額	▲ 3,895,240	78,000	4,003,440	186,200
III 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
IV 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	▲ 3,895,240	78,000	4,003,440	186,200
法人税、住民税及び事業税	1,000	86,000	13,000	100,000
経理区分振替額	3,982,440	8,000	▲ 3,990,440	0
当期正味財産増減額	86,200	0	0	86,200
前期繰越正味財産額				▲ 532,766
次期繰越正味財産額				▲ 446,566